

岐阜県公報

第二千四百五十七号
平成二十五年六月二十八日

(金曜日)

目次

告示

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示の一部改正

有害興行の指定

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

平成二十四年度個人情報開示等の実施状況

平成二十四年度公文書公開の実施状況

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

落札者等に関する公示

開発行為の工事の完了

平成二十五年岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

(税 務 課) 四三二

(男女参画青少年課) 四三一

(地域福祉国保課) 四三二

(治 山 課) 四三五

(道路維持課) 四三六

(同) 四三七

(法務・情報公開課) 四三七

(同) 四三九

(環境生活政策課) 四四〇

(同) 四四〇

(子ども家庭課) 四四一

(建築指導課) 四四一

(人事委員会) 四四二

告示

岐阜県告示第三百三十六号

自動車税に係る徴収金の収納事務の委託に関する告示(平成二十四年岐阜県告示第六百号)の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

表中
株式会社テイリーヤマザキ
東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号

山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号

に改める。

岐阜県告示第三百三十七号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種別	題名	発行者	配給会社名
映画	恥づかしい失禁 巨乳と生尻	新日本映象	新日本映象

巨乳奥様 エッチで御免なさい	オーピー映画
団地妻・愛染恭子 かまきり熱女	新日本映画
乱れ若妻 いやらしい指	オーピー映画
女警備員 まさぐり巡回	オーピー映画
愛欲霊女 潮吹き淫魔	オーピー映画
あえぎ妻 腋毛の淫臭	新興映画
絶頂くらべ 人妻の味	新興映画
飛びだす 悪魔のいけにえ シザーヘイス一家の逆襲 (原題) TEXAS CHAINSAW 3D	日 活
ABC・オア・デス (原題) THE ABC's of DEATH	キングレコード
V/H/S シンドローム (原題) V/H/S	クロックワークス

2 指定年月日
平成25年6月28日

居宅介護事業者等の名称
株式会社共寿
株式会社共寿
株式会社共寿
株式会社共寿

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
七 海津市海津町福江六一
七 海津市海津町福江六一
七 海津市海津町福江六一
七 海津市海津町福江六一

サービスの種類
介護予防
認知症対応
生活型共同
介護予防
認知症対応
生活型共同
介護予防
認知症対応
生活型共同

指定居宅介護事業所等の名称
グループホーム千本松「福寿苑」
グループホーム千本松「福寿苑」
グループホーム海津「福寿苑」
グループホーム海津「福寿苑」

指定居宅介護事業所等の所在地
海津市海津町福江六一
海津市海津町福江六一
海津市海津町福江六一
海津市海津町福江六一

指定年月日
平成二五・一・一
同
同
同

3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>医療法人 同仁会 高山市昭和町二 八五</p>	<p>介護予防 通所リハ ビリテー ション 介護老人保健施設それいゆ 八 高山市桐生町四 二六 同</p>
<p>医療法人 同仁会 高山市昭和町二 八五</p>	<p>介護予防 短期入所 療養介護 介護老人保健施設それいゆ 八 高山市桐生町四 二六 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>訪問介護 訪問介護 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>訪問介護 訪問介護 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>福祉用具 福祉用具 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>介護予防 福祉用具 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>特定福祉 用具販売 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>特定介護 用具販売 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>
<p>株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿 河台二 九</p>	<p>居宅介護 支援事業 二チイケアセンター岐阜南 一 羽島郡笠松町北及一八 同</p>

岐阜県告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 二 中津川市落合字井巾一二九八の一、字釜沢一三二七の一、一三二七の二
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市川上字丸野一〇五六の四三、一〇五六の四六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字遠ヶ根二の一、二の四、二の五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百四十四号

県道		道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
後	前	神原線	西津	同郡同	同町同	同字	一六・二〇 三・〇	八五・〇	
							二〇・〇 二五・二	八五・〇	

岐阜県告示第百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
後	前	門和佐戸線	瀬戸	下呂市	火打字	ランジ一 九六番一 地先から	四二・〇 二・〇	四四・〇	
				同市同	同字同	同一 九番一 地先まで	七〇・〇 一五・〇	四四・〇	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年六月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 員(メートル)	供用開始 の期日	備 考 (区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
多治見線	八百津	同市	久々利柿下入会字浅間	三〇・〇	平成 二五・ 六・二六	平成 二〇・ 七・二九

公 示

平成二十四年度個人情報の開示等の実施状況

岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）第二十九条の規定により平成二十四年度における個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況 (単位：件)

	個人情報総合窓口	現 地 機 関	計
開 示 請 求	6	125	131
訂 正 請 求	0	0	0
利 用 停 止 請 求	0	0	0

2 開示請求の内訳

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	0	議 会	0
総 務 部	0	教 育 委 員 会	0
知 事 直 轄	0	選 挙 管 理 委 員 会	0
環 境 生 活 部	3	人 事 委 員 会	0
健 康 福 祉 部	5	監 査 委 員 会	0
商 工 労 働 部	0	公 安 委 員 会	0
農 政 部	0	警 察 本 部 長	37
林 政 部	0	労 働 委 員 会	0
県 土 整 備 部	2	収 用 委 員 会	0
都 市 建 築 部	2	内水面漁場管理委員会	0
さろ清流国体推進局	0	小 計	37
出 納 事 務 局	0	岐阜県総合医療センター	42
振 興 局	0	岐阜県立多治見病院	40
		岐阜県立下呂温泉病院	0
		地方独立行政	

		法人等	岐阜県立看護大学	0
		小 計	計	82
小 計	計	合 計	計	131

3 決定等の状況

(1) 開示請求

(単位：件)

区 分	開 示	部分開示	非開示 (不存在)	取 下 げ	計
件 数	89	33		1	131

(2) 訂正請求

(単位：件)

区 分	訂 正	正 部 分 訂 正	非 訂 正	そ の 他	計
件 数	0	0	0	0	0

4 不服申立ての状況

(単位：件)

不服申立件数	処 理	件 数	審 理 中				
前年度からの繰越	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取 下 げ		
5	2	0	0	4	1	0	2

5 個人情報取扱事務の登録状況

(単位：件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	101	議 会	11
総 務 部	59	教 育 委 員 会	242
知 事 直 轄	37	行 政	
知 事 直 轄	37	選 挙 管 理 委 員 会	29

環境生活部	322	政 務 員 会	人 事 委 員 会	12
健康福祉部	560	監 査 委 員 会	監 査 委 員 会	5
商工労働部	249	公 安 委 員 会	公 安 委 員 会	4
農 政 部	208	警 察 本 部 長	警 察 本 部 長	133
林 政 部	135	労 働 委 員 会	労 働 委 員 会	6
県土整備部	103	収 用 委 員 会	収 用 委 員 会	1
都 市 建 築 部	135	内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会	3
出 納 事 務 局	16	小 計	小 計	446
		岐阜県総合医療センター	岐阜県総合医療センター	34
		岐阜県立多治見病院	岐阜県立多治見病院	33
		岐阜県立下呂温泉病院	岐阜県立下呂温泉病院	31
		岐阜県立看護大学	岐阜県立看護大学	24
小 計	1,925	小 計	小 計	122
		合 計	合 計	2,493

(注) 1 1～3における件数は、平成24年度に実施機関が開示等の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。
 2 5における件数は、平成25年4月1日現在の件数である。

平成二十四年度公文書公開の実施状況

岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)第二十七条の規定により平成二十四年度における公文書公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 田 淵

1 請求者別の状況

(単位:件)

区	分	件数
個	人	280
事業を営む個人及び法人その他団体		937
合 計		1,217

2 実施機関別の状況

(単位:件)

実 施 機 関	件 数	実 施 機 関	件 数
知 事 直 轄	17	議 会	0
総 務 部	47	教 育 委 員 会	16
総 合 企 画 部	4	選 挙 管 理 委 員 会	7
環 境 生 活 部	71	人 事 委 員 会	0
健 康 福 祉 部	289	監 査 委 員 会	1
商 工 労 働 部	39	公 安 委 員 会	0
農 政 部	43	警 察 本 部 長	79
林 政 部	41	労 働 委 員 会	0
県土整備部	359	収 用 委 員 会	0
都 市 建 築 部	197	内水面漁場管理委員会	0
ぎふ清流国体推進局	1	小 計	103
出 納 事 務 局	1	岐阜県総合医療センター	3
振 興 局	0	岐阜県立多治見病院	1
		地 方 独 立	

小	計	1,109	立行政法人		計	1,217
			岐阜県立下田温泉病院	1		
小	計		小	計	5	

3 決定等の状況 (単位：件)

区 分	公 開	部分公開	非公開 (うち不存在)	取 下 げ	計
件 数	859	243	66 (45)	49	1,217

4 不服申立ての状況 (単位：件)

不服申立件数	処 理	件 数	審 理 中
前年度からの繰越	全部認可	棄 却	取 下 げ
20	0	15	0
本年度新規発生	一部認可	棄 却	取 下 げ
6	0	7	0
			4

- (注) 1 1～3における件数は、平成24年度に実施機関が公開・非公開の決定を行った件数(取下げがあったものを含む。)である。
 2 4における処理件数(取下げを除く。)は、岐阜県情報公開審査会において答申を行った件数である。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。
 平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川市体育協会
- 三 代表者の氏名 丸山 充信
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市茄子川一六八三番地の一〇三二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、スポーツ活動及びびくりエーション、健康づくりを普及振興する事業を行い、市民の体位向上を図り、スポーツ精神を養い、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人宅児老所楽らく
- 三 代表者の氏名 武田 美津子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市坂上町二丁目三八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、多治見市及びその周辺地域で、齢をとっても障害をもっても住み慣れた地域・住居で暮らしたいと願う人々に対し、また病弱あるいは子育て等で支援が必要な人々に対し、在宅支援に関する事業を行い、人がその人らしく、安心して自立生活することに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人WOOD A C
- 三 代表者の氏名 河本 和義
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市二二七五番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域材による建築の設計監理、及び地域材の生産・流通、地域材による建築等への支援を行い、地域の木材需要の活性化により、持続可能な自然環境及び社会環境の実現を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年六月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人キートス
- 三 代表者の氏名 安井 仁美
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三二七番地の五
- 五 定款に記載された目的 この法人は、支援を必要としている障がい者とその家族に対して、地域でありふれた生活を送るために必要な事業を行い、障がい者が地域社会で自分らしく暮らすことができるまちづくりに寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 子ども相談センター業務支援・療育手帳システムの導入及び運用業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年4月15日
- 4 落札者を決定した日 平成25年6月11日
- 5 落札者の住所及び氏名 広島県広島市中区八丁堀3番33号
株式会社日立ソリューションズ西日本
取締役社長 新美 雅文
- 6 落札金額 14,637,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県健康福祉部子ども家庭課
(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

開発行為の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二六号の二〇 平成二五・二・二七	羽島市正木町新井字四丁目七三番一及び七三番一六から七三番一四まで	道路	開発登録簿による	土岐市泉町定林寺二六六番地一 リーズ株式会社 代表取締役 川 筋 浩 一

平成二十五年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十五年年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A (男性)	十五人
	警察官B (男性)	五十人
	警察官B (女性)	十人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分受 験 資 格

警察官A (男性)	次に掲げる者 一 平成二十五年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十六年三月までに卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B (男性) 警察官B (女性)	平成二十五年四月一日における年齢が十七歳以上三十一歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び平成二十六年三月までに卒業する見込みの者(人事委員会がこれと同等の資格があると認める者を含む。)を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 日本の国籍を有しない者
 - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 志望する県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

- 第一次試験
- (一) 日時及び場所

平成二十五年九月二十二日(日)午前八時三十分から、岐阜市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成二十五年十月三日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十五年十月下旬から十一月月上旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目 検査 基準

警察官A (男性)

警察官B (男性)

警察官B (女性)

身長

一六〇センチメートル以上であること。

一五五センチメートル以上であること。

体重

四七キログラム以上であること。

七八センチメートル以上であること。

胸囲

両眼とも、裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

視力

職務遂行に支障がないこと。

色覚

職務遂行に支障のない身体的状況であること。

その他

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目) 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力、二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。

(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験、第二次試験の成績及び受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者

を決定し、平成二十五年十二月上旬（予定）に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十六年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大及び高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

平成二十五年新採用者の初任給は、大学卒業者が二十万八千八百円、短大卒業者が十八万三千二百円、高校卒業者が十六万八千四百円で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 他県と共同で実施する採用試験

岐阜県では、愛知県の依頼を受け、共同して警察官B（男性）採用試験を実施します。

愛知県の警察官を志望する場合は、愛知県を第一志望先又は第二志望先に選択することができません。ただし、愛知県を第一志望先とした場合は、岐阜県を第二志望先にすることはできません。

なお、愛知県は、岐阜県と「三 受験資格」の年齢（愛知県は昭和五十八年四月二日から平成八年四月一日までに生まれた者）及び「六 給与等」において異なっています。また、愛知県の採用予定人員は若干人で、採用予定日は平成二十六年四月一日です。

八 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、

岐阜県東京事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-police/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒（宛先明記の角形二号封筒）を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官A（男性）受験」、「警察官B（男性）受験」又は「警察官B（女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、

〒五〇〇 八五〇一（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛

郵送してください。

なお、受験票は申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十五年八月二日（金）から八月二十日（火）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、八月二十日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

九 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

十 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八 二七二 一八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八 二七二 二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。